

I 利用に当たって

1 調査の概要

(1) 調査の目的

工業統計調査（以下「工業統計」という。）は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の根拠

工業統計は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）により実施される。

(3) 調査の期日

平成 30 年 6 月 1 日現在

※平成 29 年工業統計調査から調査の期日を 6 月 1 日（従前は 12 月 31 日）に変更した。

(4) 調査の範囲

工業統計の範囲は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる「大分類 E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者 3 人以下の事業所を除く。）を調査の対象としている。

(5) 調査の単位

個々の事業所（国に属する事業所及び製造加工を行っていない本社等を除く。）を調査の単位とした。したがって、同一企業が複数の工場を所有している場合は、それぞれの工場ごとに調査した。また、同一構内であっても経営主体が異なれば、それぞれ別の事業所として調査した。

(6) 調査事項

調査事項は、巻末（付録）の調査票（甲、乙）を参照。

(7) 調査の方法

工業統計は、調査員（本社一括調査又は国直送調査については経済産業大臣）が配布する調査票（従業者 30 人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。）については「調査票甲」、従業者 29 人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。）については「調査票乙」）を用い、報告者（事業所の管理責任者（本社一括調査については本社一括調査企業を代表する者））の自計により行っている。

2 集計の概要

(1) 集計対象

この報告書は工業統計の調査結果から集計している。

ただし、「平成 23 年」及び「平成 27 年」における数値は、経済センサス - 活動調査（以下「活動調査」という。）の調査結果のうち、工業統計の範囲に合わせるため、以下の全てに該当する製造事業所について集計したものである。

- ・従業者 4 人以上の製造事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

(2) 数値の定義

本文、表及びグラフにおける表示年次は、「事業所数」及び「従業者数」については、下表の調査期日現在の数値である。また、「製造品出荷額等」、「付加価値額」及び「原材料使用額等」については、表示年次 1 年間の数値である。

| 表示年次 | 調査期日 | 根拠となる統計調査 |
|---------|-----------------|--------------------|
| 平成 23 年 | 平成 24 年 2 月 1 日 | 平成 24 年経済センサス-活動調査 |
| 平成 27 年 | 平成 28 年 6 月 1 日 | 平成 28 年経済センサス-活動調査 |
| 平成 28 年 | 平成 29 年 6 月 1 日 | 平成 29 年工業統計調査 |
| 平成 29 年 | 平成 30 年 6 月 1 日 | 平成 30 年工業統計調査 |
| その他の年次 | 表示年次の 12 月 31 日 | 各表示年次の工業統計調査 |

また、平成 28 年経済センサス-活動調査による「平成 27 年」の事業所数、延べ産出事業所数、従業者数、品目別出荷額、品目別加工賃収入額については、調査対象のうち、個人経営調査票（※）による調査（品目別出荷額、品目別加工賃収入額は上位 3 品目のみ調査）分を含んだ集計結果であるのに対し、製造品出荷額等、現金給与総額、付加価値額などその他の事項については、これらの調査分を含まない集計結果である。

※「個人経営調査票」は、調査員調査において、単独事業所又は新設事業所に配布した 11 種類ある調査票の一つで、28 年活動調査時に新設されたものであり、記入者負担を軽減するなどの観点から調査事項が大幅に簡素化されており、そのため平成 27 年の集計結果に含まない調査事項がある。

製造品出荷額等などの経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

なお、工業統計では、在庫額についても、消費税込みに補正した上で結果表として集計している。

3 用語の説明

(1) 事業所

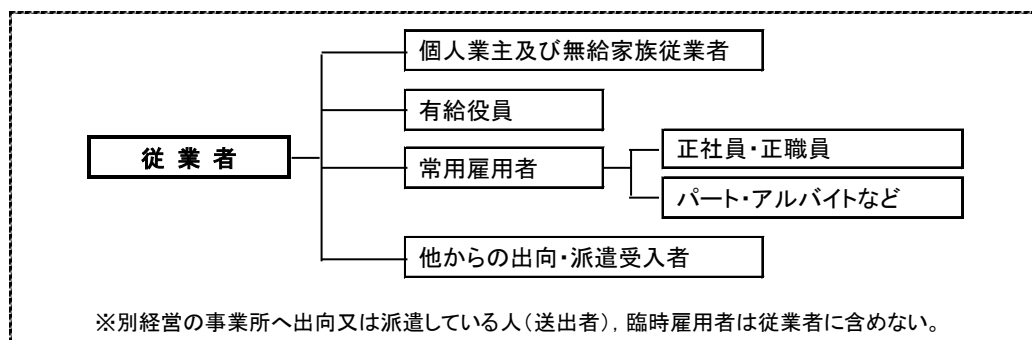
事業所とは、一般的に工場，製作所，製造所あるいは加工所などと呼ばれているような，一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者

調査期日現在で，当該事業所で働いている人をいう。したがって，他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方，他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者），臨時雇用者は従業者に含めない。

なお，本報告書でいう従業者数は，下記算式により算出した「この事業所に従事している男女計」をいう。

$$\begin{aligned} \text{従業者数} &= \text{個人業主及び無給家族従業者} + \text{有給役員} \\ &+ \text{常用雇用者（正社員・正職員} + \text{パート・アルバイトなど）} \\ &- \text{送出者} + \text{出向・派遣受入者} \end{aligned}$$



① 個人業主及び無給家族従業者

実際に事業所を経営している個人業主と個人業主の家族で無報酬で常時就業している者をいう。ただし，手伝い程度のもは含まない。

② 有給役員

事業所の取締役，理事などで役員報酬を得ている人をいう。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても，調査対象事業所が役員報酬を支給している場合は，調査対象事業所の有給役員に該当する。

③ 常用雇用者

次のいずれかに該当するものをいい，「正社員・正職員」，「パート・アルバイトなど」に分けられる。

ア 期間を定めずに，又は1か月以上の期間を定めて雇用している人。別経営の事業所へ出向・派遣している人や，臨時職員などと呼ばれている人でも上記に当てはまる場合は，「常用雇用者」に含まれる。

イ 個人業主の家族で，実際に雇用者並みの賃金・給与の支払いを受けている人。

ウ 個人が共同で事業を行っている場合，そのうち1人を個人業主とするが，個人業主としなかった他の人。

④ 正社員・正職員

常用雇用者のうち、「正社員」、「正職員」として処遇されている人をいう。一般的に、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当する。

⑤ パート・アルバイトなど

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている人をいう。

⑥ 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

⑦ 送出者（他への送出・派遣従業者）

「個人業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」に該当する人のうち、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など調査対象事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいう。

⑧ 出向・派遣受入者（他からの出向・派遣受入者）

別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。

(3) 現金給与総額

表示年次の1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額」などの合計をいう。

(4) 原材料使用額等

表示年次の1年間における次の①～⑥の合計をいう。

① 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

② 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、購入したガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。

③ 電力使用額

購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

④ 委託生産費

原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

⑤ 製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣受入者に係わる支払額、委託生産額などの外注費は含まない。

⑥ 転売した商品の仕入額

表示年次の1年間において、実際に売上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。

(5) 製造品出荷額等

表示年次の1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

① 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。）を、当該事業所から出荷した場合の工場出荷額(※)をいう。

また、次のものも製造品出荷に含まれる。

※くず廃物の出荷額を含む。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、返品されたものを除く。）

② 加工賃収入額

他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

③ その他収入額

上記①、②及びくず廃物の出荷額以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいう。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者30人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、消費税を含んだ額である。原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

(7) 有形固定資産（従業者30人以上の事業所）

表示年次の1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む。）

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

② 建設仮勘定の増加額及び減少額

増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

- ③ 有形固定資産の除却・売却による減少額
有形固定資産の売却，撤去，滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。
- (8) 減価償却額（従業者 30 人以上の事業所）
表示年次の 1 年間における数値であり，固定資産に係るもので，「売上原価」，「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された原価消費額の合計をいう。
- (9) 工業用地及び工業用水（従業者 30 人以上の事業所）
- ① 事業所敷地面積
事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積である。
- ② 淡水
次の③～⑥をいう。
- ③ 工業用水道
飲料に適さない工業用水を供給する水道（工業用水道）から取水した水をいう。
- ④ 上水道
一般の水道水のこと，飲料に適する水を供給する水道（上水道）から取水した水をいう。
- ⑤ 井戸水
浅井戸，深井戸又は湧泉から取水した水をいう。
- ⑥ その他の淡水
公共水道，井戸水のいずれにも属さない淡水であって，回収水にも属さないものをいう。
例えば，河川，湖沼又は貯水池から取水した水（地表水），河川敷又は旧河川敷内において，集水埋きよによって取水した水（伏流水），農業用水路から取水した水，他の工場から供給を受けた水などをいう。
- (10) 消費税を除く内国消費税額
酒税，たばこ税，揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計である。
- (11) 内国消費税額等
消費税を除く内国消費税額と推計消費税額の合計である。
- (12) 算式
生産額及び付加価値額などの諸算式は，次のとおりである。
- ① 生産額 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額
+ (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)
+ (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)
- (注) 従業者 29 人以下の事業所については，製造品出荷額と加工賃収入額の計の数値を生産額と読み替えている。
- ② 純生産額 = 生産額 - 内国消費税額

$$\textcircled{3} \text{ 付加価値額} = \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ - (\text{推計酒税, たばこ税, 揮発油税及び地方揮発油税} (\ast 1)) \\ + \text{推計消費税額} (\ast 2)) - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額}$$

(注) 付加価値額は、従業者 30 人以上の事業所のものであり、従業者 29 人以下の事業所については、粗付加価値額の数値を付加価値額と読み替えている。

$$\textcircled{4} \text{ 粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等} \\ - (\text{推計酒税, たばこ税, 揮発油税及び地方揮発油税} (\ast 1)) \\ + \text{推計消費税額} (\ast 2)) - \text{原材料使用額等}$$

※1:平成 29 年調査より「酒税, たばこ税, 揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税, たばこ税, 揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

※2:推計消費税額は平成 13 年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

$$\textcircled{5} \text{ 原材料率} = \text{原材料使用額等} / \text{純生産額} \times 100$$

$$\textcircled{6} \text{ 償却率} = \text{減価償却額} / \text{純生産額} \times 100$$

$$\textcircled{7} \text{ 現金給与率} = \text{現金給与総額} / \text{純生産額} \times 100$$

$$\textcircled{8} \text{ 付加価値率} = \text{付加価値額} / \text{純生産額} \times 100$$

$$\textcircled{9} \text{ 1 事業所当たり製造品出荷額等} = (\text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額}) / \text{事業所数}$$

$$\textcircled{10} \text{ 従業者 1 人当たり製造品出荷額等} = (\text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額}) / \text{従業者数}$$

$$\textcircled{11} \text{ 有形固定資産投資総額} = \text{資産の取得額} + \text{建設仮勘定の年間増減} (\text{増加額} - \text{減少額})$$

(13) 産出事業所

産業の格付けとは関係なく、当該品目を生産した全ての事業所が集計されている。

(14) 従業者規模

本文、表及びグラフ中の「従業者規模」の区分は、次のとおりである。

| 従業者規模層 | 従業者規模 |
|--------|--------------------------------------|
| 小規模層 | 4～9人, 10～19人, 20～29人 |
| 中規模層 | 30～49人, 50～99人, 100人～199人, 200人～299人 |
| 大規模層 | 300人～499人, 500人～999人, 1,000人以上 |

(15) 寄与度

あるデータ(統計値)を構成する項目の増減が全体の伸び率をどれほど押し上げ(押し下げ)ているかを示すものである。

本報告書では、「構成比×前年比」で表している。

4 産業分類の名称等

(1) 事業所の産業の決定方法

① 一般的な方法

- a 製造品が単品のみの事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定する。
- b 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定する。次に、その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で 3 桁番号（小分類）、さらに 4 桁番号（細分類）を決定する。それを最終的な産業格付けとする。

② 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。具体的には、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の 11 産業である。

(2) 産業分類の例外

集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。本報告書における例外については次のとおりである。

- ・本 報 告 書・・・1421 洋紙・機械すき和紙製造業
(1421 洋紙製造業, 1423 機械すき和紙製造業を統合)
- ・日本標準産業分類・・・1421 洋紙製造業
1423 機械すき和紙製造業

(3) 「略称」及び「産業 3 類型」の区分

本文、表及びグラフ中の産業名の「略称」及び「産業 3 類型」の区分は、次のとおりである。

| 略 称 | 産 業 中 分 類 | 産業 3 類型 | | |
|-------------|-----------------------|--------------|--------------|----------------------|
| | | 基礎素材型 〔基〕 | 加工組立型 〔加〕 | 生活関連・ その他型 〔生〕 |
| 食 料 品 | 09 食料品製造業 | | | ○ |
| 飲 料 ・ た ば こ | 10 飲料・たばこ・飼料製造業 | | | ○ |
| 織 維 | 11 繊維工業 | | | ○ |
| 木 材 ・ 木 製 品 | 12 木材・木製品製造業（家具を除く） | ○ | | |
| 家 具 ・ 装 備 品 | 13 家具・装備品製造業 | | | ○ |
| パ ル プ ・ 紙 | 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 | ○ | | |
| 印 刷 | 15 印刷・同関連業 | | | ○ |
| 化 学 | 16 化学工業 | ○ | | |
| 石 油 ・ 石 炭 | 17 石油製品・石炭製品製造業 | ○ | | |
| プ ラ ス チ ッ ク | 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） | ○ | | |
| ゴ ム 製 品 | 19 ゴム製品製造業 | ○ | | |
| 皮 革 製 品 | 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 | | | ○ |
| 窯 業 ・ 土 石 | 21 窯業・土石製品製造業 | ○ | | |
| 鉄 鋼 | 22 鉄鋼業 | ○ | | |
| 非 鉄 金 属 | 23 非鉄金属製造業 | ○ | | |
| 金 属 製 品 | 24 金属製品製造業 | ○ | | |
| は ん 用 機 械 | 25 はん用機械器具製造業 | | ○ | |
| 生 産 用 機 械 | 26 生産用機械器具製造業 | | ○ | |
| 業 務 用 機 械 | 27 業務用機械器具製造業 | | ○ | |
| 電 子 部 品 | 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | | ○ | |
| 電 気 機 械 | 29 電気機械器具製造業 | | ○ | |
| 情 報 通 信 機 械 | 30 情報通信機械器具製造業 | | ○ | |
| 輸 送 用 機 械 | 31 輸送用機械器具製造業 | | ○ | |
| そ の 他 | 32 その他の製造業 | | | ○ |

※「18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)」については、次ページ表を参照

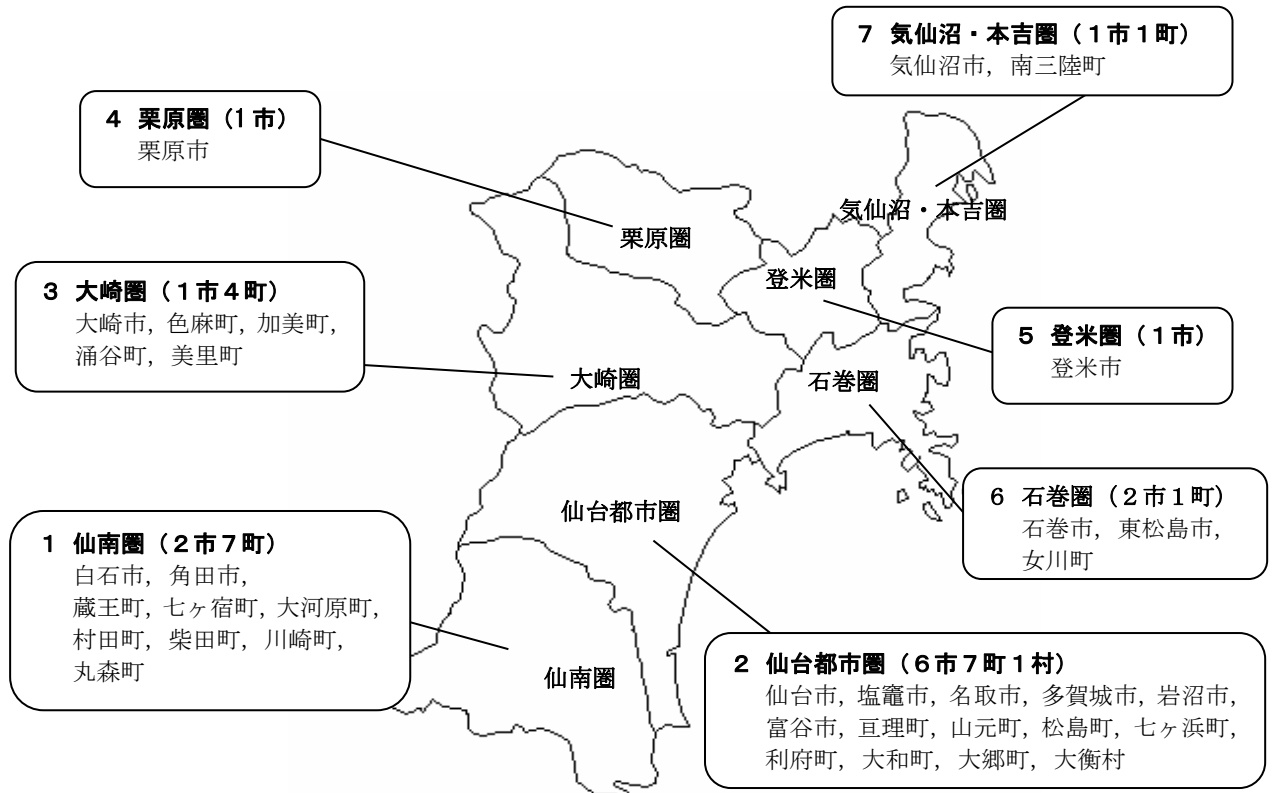
(参考) 中分類「18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲については、以下のとおりである。

※プラスチック製であっても、以下の製品を製造する事業所は各々の産業に分類されるもの。

| 製造品名 | 分類 番号 | 製造品名 | 分類 番号 |
|----------------------------------|----------|---------------------|----------|
| 家具・装備品 | 13 | がん具・運動用具 | 325 |
| プラスチック製板 | 1521 | ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品 | 326 |
| 写真フィルム(乾板を含む) | 1695 | 漆器 | 3271 |
| 手袋 | 2051 | 畳 | 3282 |
| 耐火物 | 215 | うちわ・扇子・ちょうちん | 3283 |
| と石 | 2179 | ほうき・ブラシ | 3284 |
| 模造真珠 | 2199 | 喫煙用具(貴金属・宝石製を除く) | 3285 |
| 歯車 | 2531 | 洋傘・和傘・同部分品 | 3289 |
| 目盛りのついた三角定規 | 2739 | 魔法瓶 | 3289 |
| 注射筒 | 2741 | 看板・標識機 | 3292 |
| 義歯 | 2744 | パレット | 3293 |
| 装身具・装飾品・ボタン・同関連品(貴金属・ 宝石製を除く) | 322 | モデル・模型 | 3294 |
| かつら | 3229 | 工業用模型 | 3295 |
| 時計側 | 3231 | レコード | 3296 |
| 楽器 | 324 | 眼鏡 | 3297 |

5 広域圏及び沿岸部・内陸部の区分

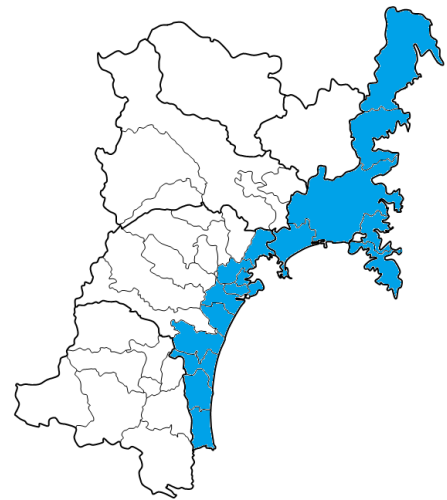
本文、表及びグラフ中の「広域圏」及び「沿岸部・内陸部」の区分は次のとおりである。
《広域圏》



《沿岸部・内陸部》

| 区分 | 市区町村名 |
|-----|--|
| 沿岸部 | 仙台市（宮城野区、若林区）、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町 (2区14市町) |
| 内陸部 | 上記市区町以外 (3区20市町村) |

※沿岸部と内陸部は、東日本大震災前後の統計数値を比較するため、便宜的に区分したものである。



6 留意事項

- (1) 時系列比較に用いた工業統計については、以下の点に留意されたい。
 - ① 日本標準産業分類の改訂に伴って、工業統計調査用産業分類を改定しており、平成14年調査からは「もやし製造業」、「新聞業」及び「出版業」が、工業統計の対象外となっている。

したがって、前の調査年と比較する場合に注意を要する。
 - ② 平成19年については、事業所の捕捉を行ったため、事業所数及び従業者数の前年比については時系列を考慮し、当該捕捉した事業所を除いたもので計算している。

また、平成19年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、「製造品出荷額等」、「付加価値額」、「原材料使用額等」については平成18年以前の数値とは接続しない。
 - ③ 平成20年の前年比は、日本標準産業分類の改定が行われたため、平成19年の数値を20年の分類で再集計し計算している。
- (2) 数値は、特にことわり書きのない場合、従業者4人以上の事業所で集計している。
- (3) 各表中の符号の用法は次のとおりである。

「－」は、皆無、又は該当数値がないもの。

「0」及び「0.0」は、増減なし、又は端数四捨五入による単位未満のもの。

「△」は、減少を示すもの。

「x」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れる恐れがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」とした。さらに平成29年が秘匿する必要がない箇所であっても、増減比較する対象年次が秘匿であった場合、増減額及び増減率を「x」とした。
- (4) 数値の単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入している。
- (5) 工業統計と経済センサス-活動調査は、母集団となる名簿情報がそれぞれ異なることなどから、比較に際しては留意されたい。
- (6) この報告書における全国の数値は、経済産業省大臣官房調査統計グループ「平成30年工業統計表 産業別統計表〔概要版〕」を使用している。また、本県が独自に集計し公表するもので、経済産業省から公表される数値と相違する場合がある。

- (7) 本報告書に掲載された数値を他に転載する場合は「平成 29 年宮城県の工業（平成 30 年工業統計調査の確報結果）」による旨を明記されたい。

問合せ先

宮城県 震災復興・企画部 統計課 商工経済班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 電話 022-211-2457

統計課ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/>

※この報告書に記載されている内容は、宮城県のホームページにも掲載されております。

※なお、全国の集計・データについては、経済産業省のホームページをご覧ください。

（経済産業省）<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2.html>